

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 地方税の措置について

〔令和2年4月30日〕
税 務 課

1 国の動向

令和2年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、地方税の税制上の措置が講じられることとされた。

2 県税の措置

(1) 徴収の猶予制度の特例（法の公布日施行）

- 収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、関係法令の施行から2か月後又は納期限のいずれか遅い日までに行われた申請に基づき、無担保かつ延滞金なしで、1年間、徴収猶予できる特例を設ける。
- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する県税に適用する。
※ 当該措置による一時的な減収に対応した地方債の発行が認められる予定

(2) 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化（法の公布日施行）

- 耐震基準不適合の既存住宅を取得し耐震改修を行った場合に講じている軽減措置の適用要件について、取得から6月以内としている入居要件を、耐震工事終了後6月以内とする。

(3) 自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（法の公布日施行）

- 自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限（現行：令和2年9月30日）を6月延長し、令和3年3月31日までに取得した自動車を対象とする。
※ 当該措置による減収額は全額国費で補填される予定

(4) チケット払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用（令和3年1月1日施行）

- 政府の自粛要請を踏まえて中止された一定の文化芸術・スポーツイベントの入場料等に係る払戻請求権を放棄した金額について、所得税（国税）の寄附金控除の対象とする措置が講じられる。
- この所得税の寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で定めるものについて、個人県民税の寄附金税額控除の対象とする。

(5) 個人県民税の住宅ローン控除の適用要件の弾力化（令和3年1月1日施行）

- 毎年末のローン残高に応じて13年間税額控除される特例措置の適用要件について、令和2年12月末までとしている住宅への入居要件を1年延長し、令和3年12月末までとする。 ※ 当該措置による減収額は全額国費で対応される予定

3 県税条例の改正

- 上記2のうち、(1)及び(2)については条例改正を伴わない。
- (3)から(5)については、適用される期日や施行日までに時間があるため、6月議会で改正案を提案する予定